

○鳥取県附属機関条例

平成25年10月11日
鳥取県条例第53号

鳥取県附属機関条例をここに公布する。

鳥取県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第138条の4第3項](#)に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(設置)

第2条 [別表第1](#)の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、[同表](#)の左欄に掲げる機関を設置する。

2 [別表第2](#)の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、[同表](#)の左欄に掲げる機関を設置する。

3 [前2項](#)に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。

4 執行機関は、[前項](#)の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会等)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会(以下「部会等」という。)を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 [前条](#)の規定は、部会等の会議について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第56号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県附属機関条例(以下「旧条例」という。)別表第1に掲げる鳥取県精神医療審査会、鳥取県地域移行支援プロジェクト会議、鳥取県地域依存症対策推進委員会及び鳥取県自立支援医療費(精神通院医療)支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県附属機関条例(以下「新条例」という。)別表第1に掲げる鳥取県精神

鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議	鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
	鳥取県立鳥取工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
	鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
	鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
	鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
	鳥取県立倉吉総合産業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
	鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
	鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	

別表第1(第2条関係)

(平25条例56・平26条例12・平26条例41・平26条例43・平26条例44・平26条例56・平27条例12・平27条例26・平27条例27・平27条例29・平27条例33・平27条例43・平27条例46・平28条例17・平28条例43・平28条例46・平28条例47・平29条例13・平29条例14・一部改正)

名称	調査審議する事項
鳥取県総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項 に規定する鳥取県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する事項
鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例(平成25年鳥取県条例第3号)第2条 の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例第18条第1項 に規定する事項
鳥取県個人情報保護審議会	(1) 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第37条第1項各号 に掲げる事項
	(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項 に規定する事項
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条各号 に掲げる事項
トットリズム推進委員会	トットリズムの推進に関する事項
鳥取県防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項各号 に掲げる事項
鳥取県地震防災調査研究委員会	(1) 地震による被害の想定の見直しその他の地震防災対策に関する事項
	(2) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項 に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項
鳥取県版業務継続計画策定推進会議	県内の市町村その他の事業活動を行う者の業務継続のための取組の推進に関する事項
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条第2項各号 に掲げる事項
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法(昭和23年法律第186号)第35条の8第4項 に規定する事項
鳥取県行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項 に規定する事項

鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会	
鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会	
鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会	指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項
鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県観光交流局指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県福祉保健部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県生活環境部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県商工労働部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県農林水産部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県立大山駐車場指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会	

別表第2(第2条関係)

(平26条例12・平26条例34・平27条例12・平28条例17・平29条例13・平29条例14・一部改正)

名称	調査審議する事項
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)第3条第1項に規定する事項
鳥取県教育委員会教職員の処分等に係る評価委員会	教職員の処分の基準案及び教職員の処分案並びに職員に対する求償に関する事項
鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第8条各号に掲げる事項
鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会	他の教員のモデルとなるような優れた教育を実践している教員として認定すべき者の選考に関する事項
鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第3項の規定による教育職員検定に関する事項
鳥取県就学支援委員会	障がいのある児童、生徒等の就学先及び転学等に関する事項
鳥取県特別支援学校技能	特別支援学校における技能検定に関する事項